

第2章 乗車券の発売

第1節 通則

(乗車券の種類)

第17条 乗車券の種類は次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 片道乗車券
 往復乗車券
- (2) 定期乗車券 通勤定期乗車券
 通学定期乗車券
 特殊割引(持参人)定期乗車券
- (3) 回数乗車券
- (4) 団体乗車券
- (5) 貸切乗車券
- (6) 特殊割引乗車券
- (7) 指定席券

(乗車券の発売箇所及び発売方法)

第18条 乗車券は、駅において発売する。ただし駅員無配置駅から有効となる乗車券は、駅員配置駅において発売する。

2. 乗車券を所持しないで駅員無配置駅から乗車した旅客及び係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した旅客に対する普通乗車券は、前項の規定に関わらず、列車の車内において乗務員が発売する。
3. 乗車券は、第1項及び第2項に規定する他、会社が臨時に設置した乗車券臨時発売所または乗車券の発売を委託した箇所において発売することがある。

(乗車券の発売日)

第19条 乗車券は、発売当日から有効開始となるものを発売する。ただし次の各号に掲げる乗車券は、当該各号に定めるところによって発売する。

(1) 定期乗車券

有効開始の日の7日前から発売する。ただし、継続発売する場合は有効期間開始日の14日前から使用できる定期乗車券を発売することができる。

(2) 団体乗車券

運送引き受け後であって旅客の始発駅出発日の1ヶ月前の日から発売する。

(3) 貸切乗車券

運送引受け後であって、旅客の始発駅出発日の1ヶ月前の日から発売する。

(4) 指定席券

出発する日の1ヶ月前の10時から発売する。

2. 乗車券の発売日については、前各項の規定に関わらず乗車券を別に定める日から発売することがある。

(乗車券の発売時間)

第20条 駅における乗車券の発売時間は、別に定める駅を除き、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の乗車に必要な時刻までとする。

2. 前項の規定に関わらず、定期乗車券、団体乗車券についてはその発売時間を別に定めることがある。

(臨時割引乗車券の発売)

第21条 会社が特に必要と認める場合は、臨時に特別の運送条件を定めて割引乗車券を発売することがある。

2. 前項の規定によって割引乗車券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて発売箇所に掲示する。

(払い戻し等について特約をした乗車券の発売)

第22条 会社が、業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃の払い戻し・乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券を発売することがある。

(乗車後における割引乗車券の発売の制限)

第23条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。

(グループ旅客に対する乗車券の発売)

第24条 一団となった4人以上の旅客全員が行程を同じくする場合は、始発駅出発日の1ヶ月前から発売することができる。

(乗車券の発売範囲)

第25条 普通乗車券は発売駅から有効なものに限って発売する。ただし、駅員無配置駅から有効となる普通乗車券・定期乗車券・回数乗車券・団体乗車券・貸切乗車券及び指定席券は駅員配置駅において発売することができる。

(乗車券の発行順序)

第26条 乗車券は番号順に発行しなければならない。

2. 誤って飛び番号で乗車券(1冊としたものを除く。)を発行した場合は、直ちに正当番号に戻し、その飛び番号のもの発行期間、着駅、種別、番号、数量等を適宜の用紙に記入の上、営業課長にその旨を報告し、欠札証明書(様式適宜)の交付を受けなければならない。
3. 前項の規定によって交付を受けた欠札証明書は、収入付属証票として、その飛番号に相当する番号まで売り進んだ月の乗車券簿等に添付し、営業課長に提出するものとする。